

遠隔臨場の試行概要 及びQ&A

令和3年10月
山口県 土木建築部



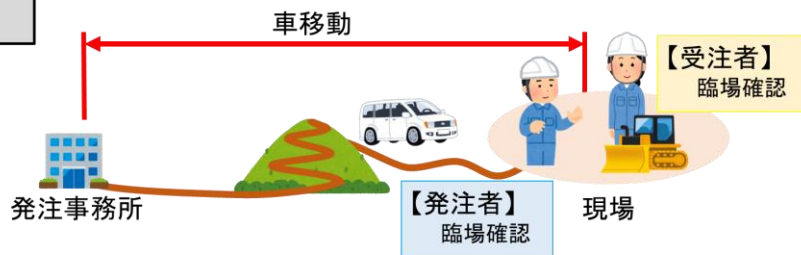
遠隔臨場とは

モバイル端末等によるビデオ通話（映像と音声の双方向通信）を用いた段階確認、立会、確認

遠隔臨場の目的

工事及び業務における受発注者の業務効率化

従来



遠隔臨場の導入で期待する効果

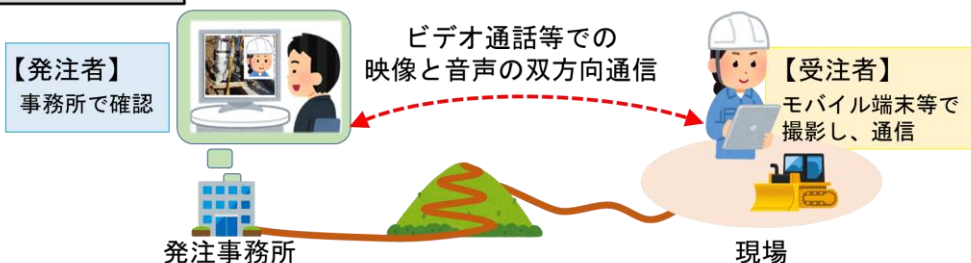
【受注者】

現場の手待ち時間削減
立会準備作業の負担軽減

【発注者】

移動時間の削減

遠隔臨場



対象

山口県土木建築部が発注する全ての工事及び業務*のうち、受注者が希望する場合に実施できる

※対象の業務：測量、地質・土質調査、設計業務、道路維持管理業務
(用地調査等業務、発注者支援業務は対象外)

実施方法

①事前打合せ

使用するアプリ等について、監督職員と打合せを行う（書類不要）

②実施

- ・ビデオ通話等（映像と音声の同時配信と双方向の通信）を行う
- ・監督職員等が必要な情報を得られた場合に臨場に代えることができる

③記録と保存

- ・受注者は、記録と保存を行う必要はない
(通信中端末を含む写真や通信中の画面キャプチャ等も不要)
- ・現場技術員が対応する場合は、現場技術員が動画等で記録し、監督職員の確認を受ける（受注者の対応は不要）

Q1 「遠隔臨場の試行要領」は契約済みの工事(業務)に適用できるか？

A1 令和3年10月1日以前に契約済の工事(業務)にも適用できる

Q2 安全対策について、施工計画書（業務計画書）への記載例は？

A2 次の記載例を参考に、現場条件等に応じて適切に記載すること。

【記載例 1】

本現場では、タブレットを使用して遠隔臨場を実施予定である。
撮影時には、撮影者以外の補助員を配置し、撮影者及び周辺の安全を確保する。

【記載例 2】

本現場で遠隔臨場を実施する場合、撮影時に現場内の移動を伴うことが想定されるため、撮影者はウェアラブルカメラを使用し、周囲の安全を確認しながら対応する。

Q3 遠隔臨場の対象としてよい確認項目等の規定はあるか？

A3 規定は無い。個別に受発注者間で調整すること。

【参考】遠隔臨場の活用を想定している確認項目等

工事：出来形や寸法、外観状況の確認、使用材料の確認 等
業務：地質調査業務における機械ボーリング掘進長の検尺、
道路維持管理業務における作業終了時の確認 等

Q4 現場で実際に臨場しなければ分からないこともあるのでは？

A4 映像等で必要な情報を得られる場合のみ遠隔臨場が成立するため、受発注者のいずれか一方でも現場での臨場が必要と考える場合は、遠隔臨場を行わないこと。

【参考】現場での対応を想定している確認項目等

工事：プルーフローリング実施状況、土質の変化位置、支持地盤 等
業務：地質調査業務におけるボーリング位置の決定 等